

【徳島県サッカー協会】事業開催にあたっての必須事項

- 1) 感染対策責任者を運営者及び参加チームに設置
- 2) 参加者全員の健康チェックシート提出
- 3) 参加者全員のマスク着用
- 4) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 5) 試合終了後14日以内に感染者が発生した場合は速やかに感染対策責任者より徳島県FA（副会長兼専務理事：村岡氏/090-1577-4618）へ報告

上記5点を徳島県FAとしての必須事項とし、その上で、JFAからのガイドライン及びチェックリストを可能な限り遵守した上で事業を開催する。

※対応が難しいと判断された場合は、開催が許可された状況下にあっても、事業の中止・延期を検討いただきたい。